


令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯等へ 1世帯あたり10万円を支給します ～住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金～



問
い
合
わ
せ

- 制度について 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター (☎0120-526-145)
- 手続きなどについて 社会福祉グループ(☎⑤1911)

- ▶支給額 1世帯あたり10万円(1回限り)
- ▶支給時期 市が確認書または申請書を受付した日から2週間前後
- ▶対象・要件・申込方法

対 象 ※①と②の重複受給はできません。	令和3年度に受給した方は対象になりません	
	①令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯	②家計急変世帯
要 件 ※一人暮らしの学生など、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。	令和4年6月1日時点で登別市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税の世帯	申請時点で登別市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が住民税非課税相当以下となった世帯
申込方法	支給対象となる可能性がある世帯には確認書をお送りしますので、必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒で返送してください。 ※給付には確認書の返送が必要です。期日までに返送がない場合は給付金の受給を辞退したものとみなされます。	9月30日(金)までに、市公式ウェブサイト掲載または市役所や各支所に備え付けの申請書などに必要事項を記入し、添付書類とともに直接または郵送で社会福祉グループに提出してください。 ※添付書類は、申請書の裏面をご確認ください。  ▲市公式ウェブサイト

国民年金保険料の

『免除制度』と『納付猶予制度』をご存じですか



問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎⑤2137)

国民年金保険料が未納の状態な場合、『障害基礎年金』や『遺族基礎年金』が受けられないことがあります。経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な方は、申請により保険料の納付を免除・猶予する制度がありますので、お問い合わせください。
※免除制度、納付猶予制度が承認された期間の保険料は、10年以内であれば後から納めること(追納)ができます。
※免除制度、納付猶予制度の申請は、2年1カ月前の分までさかのぼることができます。

免除制度

前年の所得に基づき、保険料の全額(月額16,590円)、または一部を免除します。免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が減額して計算されます。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円
保険料額(月額)	0円	4,150円	8,300円	12,440円

- ※本人以外の世帯主や配偶者も所得基準の範囲内であることが必要です。
- ※一部免除を受けた場合であっても、所定の保険料を納付しなかった場合は、その期間が未納扱いとなり、将来の老齢基礎年金の額に反映されませんのでご注意ください。

納付猶予制度

50歳未満の方であれば、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件により、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。納付猶予の承認期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に含まれますが、年金額に反映されません。

手続きに必要なもの

年金手帳や納入通知書など基礎年金番号がわかるもの

※失業・廃業の場合は他にも必要な書類がありますので、日本年金機構ウェブサイトでご確認ください。



▲日本年金機構ウェブサイト